

大川広域行政組合会計年度任用職員の任用手続に関する要綱

〔 令和 2 年 3 月 25 日 〕
要 綱 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大川広域行政組合会計年度任用職員の任用に関する規則（令和元年大川広域行政組合規則第 1 3 号。以下「規則」という。）に規定する会計年度任用職員の任用の手続に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(新規任用手続)

第 3 条 会計年度任用職員の任用を必要とする所属長（大川広域行政組合事務局の組織に関する規則（平成 3 年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第 5 号）の事務局、大川広域行政組合さざんか荘管理規則（平成 9 年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第 5 号）に基づくさざんか荘、大川広域行政組合し尿処理施設設置及び管理条例施行規則（平成 1 1 年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第 1 4 号）に基づくし尿処理施設及び大川広域消防本部の組織に関する規則（平成 5 年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第 1 号）に基づく総務課の各所属の長（事務局にあっては、事務局長をいう。）の職にある者をいう。以下同じ。）は、規則第 4 条の募集（以下「募集」という。）が必要な場合は、あらかじめ事務局と協議のうえ任命権者の決裁を受けなければならない。

2 募集は、原則として、さぬき公共職業安定所又はさぬき公共職業安定所東かがわ出張所の求人情報によるものとし、併せてホームページにおいて募集期限等に応じて掲載が可能なものにより行うものとする。

(更新の手続)

第 4 条 規則第 5 条の規定により会計年度任用職員の任期を更新しようとするときは、事務局において任命権者の決裁を受けるものとする。この場合において、所属長は、勤務条件等についてあらかじめ事務局と協議しなければならない。

(再度の任用手続)

第 5 条 規則第 6 条第 2 項の規定により会計年度任用職員の再度の任用をしようとするときは、事務局において、任命権者の決裁を受けるものとする。この場合において、所属長は、勤務条件等についてあらかじめ事務局と協議しなければならない。

(任用通知)

第 6 条 任命権者は、規則第 7 条の規定による通知について、任用通知書により行うものとする。

(宣誓書の提出)

第 7 条 会計年度任用職員に任用（再度の任用を含む。）された者は、規則第 8 条第 1 項の規定により職務を行う前に宣誓書（別記様式）に署名し、任命権者に提出しなければならない。ただし、同条ただし書に規定する場合においては、この限りでない。

(勤務条件等の変更通知)

第8条 任命権者は、規則第9条第2項の規定による通知については、任用変更通知書により行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用手続に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 会計年度任用職員の募集等に必要となる行為は、この要綱の施行日前においても、行うことができる。

別記様式（第7条関係）

宣 誓 書

年 月 日

任命権者

殿

住 所

氏名（署名）

私は、大川広域行政組合の会計年度任用職員として、大川広域行政組合会計年度任用職員の任用に関する規則第8条第1項の規定に基づき、次の事項を遵守することを誓います。

また、任期が満了し、当該期間が更新されなかったときは、異議なく退職することを誓約します。

記

- 1 職務の公共性及び職責を自覚し、誠実公正にかつ能率的に職務を遂行するように努めなければならない。
- 2 大川広域行政組合の職員として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- 3 職務を遂行するに当たって、法令、例規及びこの要綱の規定に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 4 職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となる行為をしてはならない。
- 5 任期中及び退職後において、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。
- 6 法令、例規に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、大川広域行政組合がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
- 7 地方公務員法第36条から第38条までの規定（政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）が適用（パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は適用対象外）され、かつ、懲戒処分等の対象となることを踏まえも公務運営の適正確保に努めなければならない。